

A-1 次の記述は、電波法の目的及び用語の定義を述べたものである。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法は、電波の有効かつ適正な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- 2 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその管理を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A-2 次の記述は、アマチュア無線局の免許の欠格事由について述べたものである。電波法（第5条）の規定に照らし、内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

次のいずれかに該当する者には、アマチュア無線局の免許を与えないことができる。

- ① 電波法又は放送法に規定する罪を犯し  A に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から  B を経過しない者
- ② 無線局の  C から  B を経過しない者

	A	B	C
1	懲役	3年	免許の取消しを受け、その取消しの日
2	懲役	2年	運用の停止の命令を受け、その処分の期間が終了した日
3	罰金以上の刑	3年	運用の停止の命令を受け、その処分の期間が終了した日
4	罰金以上の刑	2年	免許の取消しを受け、その取消しの日

A-3 次の記述は、変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更の工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 A を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 B を省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

	A	B
1	当該無線局の無線設備	その一部
2	当該無線局の無線設備	その全部
3	許可に係る無線設備	その全部
4	許可に係る無線設備	その一部

A-4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか。電波法（第24条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 速やかに廃棄しなければならない。
- 2 3箇月以内に返納しなければならない。
- 3 1箇月以内に返納しなければならない。
- 4 無線局の免許申請書の添付書類の写しとともに2年間保存しておかななければならない。

A-5 次の記述は、アマチュア無線局の受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その  **A** 又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する  **A** が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい  **B** を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。
- ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次の（1）から（4）に適合するものでなければならない。
  - (1) 内部雑音が小さいこと。
  - (2) 感度が十分であること。
  - (3) 選択度が適正であること。
  - (4)  **C** が十分であること。

A	B	C
1 副次的に発する電波	擬似空中線回路	了解度
2 副次的に発する電波	空中線結合回路	受信周波数安定度
3 誘導電流	擬似空中線回路	受信周波数安定度
4 誘導電流	空中線結合回路	了解度

A-6 次の表は、記号をもって表示する電波の型式とその内容について示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容の組合せの正しいものを表の番号の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	各記号が表す内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 C	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	G 7 D	角度変調であって位相変調	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	ファクシミリ
3	A 3 E	振幅変調であって両側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	J 3 F	振幅変調であって全搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）

A-7 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（ A をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の2に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) 平均電力が  B の無線局の無線設備
- (2)  C の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 電界強度及び磁界強度	10ミリワット以下	移動する無線局
2 電界強度及び磁界強度	20ミリワット以下	アマチュア局
3 電界強度、磁界強度及び電力束密度	10ミリワット以下	アマチュア局
4 電界強度、磁界強度及び電力束密度	20ミリワット以下	移動する無線局

A-8 次の記述は、変調について述べたものである。無線設備規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信装置は、 A によって搬送波を変調する場合には、変調波の  B において  C パーセントを超えない範囲に維持されるものでなければならない。

A	B	C
1 音声その他の音響	尖頭値 <sup>せん</sup>	±85
2 音声その他の音響	平均値	±100
3 音声その他の周波数	尖頭値 <sup>せん</sup>	±100
4 音声その他の周波数	平均値	±85

A-9 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが  B であるときに人命の救助、 C、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

A	B	C
1 有線通信	著しく困難	災害の救援
2 有線通信	非能率的	財貨の保全
3 電気通信業務の通信	著しく困難	財貨の保全
4 電気通信業務の通信	非能率的	災害の救援

A-10 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を  B なければならない。ただし、 C については、この限りでない。

注 電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 他の無線局	与えないように運用し	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 他の無線局	与えない機能を有し	遭難通信
3 放送の受信を目的とする受信設備	与えないように運用し	遭難通信
4 放送の受信を目的とする受信設備	与えない機能を有し	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

A-11 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときはどうしなければならないか。無線局運用規則（第26条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他の無線局が応答しない場合は、直ちに応答しなければならない。
- 2 試験電波を発射して相手局に再度の呼出しを喚起しなければならない。
- 3 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRA?」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

A-12 次の記述は、アマチュア局の運用について述べたものである。無線局運用規則（第257条及び第258条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局においては、 A 、その局が動作することを許された周波数帯から逸脱してはならない。
- ② アマチュア局は、自局の発射する電波が  B の運用又は放送の受信に支障を与え、若しくは与えるおそれがあるときは、すみやかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。

A	B
1 その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も	他の無線局
2 その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も	重要無線通信を行う無線局
3 その発射する周波数帯の中央の周波数が	他の無線局
4 その発射する周波数帯の中央の周波数が	重要無線通信を行う無線局

A-13 次の記述は、アマチュア無線局の免許人が電波法等に違反したときに総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて  B の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 C 若しくは空中線電力を制限することができる。

A	B	C
1 6箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
2 6箇月	電波の発射	周波数
3 3箇月	無線局の運用	周波数
4 3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数

A-14 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等の処分について述べたものである。電波法（第79条）の規定に照らし、内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、総務大臣は、その無線従事者の免許を取り消し、又は  A  以内の期間を定めて  B  することができる。

	A	B
1	1箇月	その業務に従事することを停止
2	1箇月	違反に係る無線局の運用を停止
3	3箇月	その業務に従事することを停止
4	3箇月	違反に係る無線局の運用を停止

A-15 次に掲げる総務大臣に対する報告に関する事項のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 4 無線局の免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-16 次に掲げるもののうち、無線従事者がその免許証を返納しなければならないときに該当するものはどれか。無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の操作を5年以上行わなかったとき。
- 2 無線従事者の免許を受けてから5年を経過したとき。
- 3 無線従事者がその業務に従事することを停止されたとき。
- 4 無線従事者の免許を取り消されたとき。

A-17 無線通信規則（第5条）の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 23,350 kHz～24,000 kHz
- 2 24,000 kHz～24,890 kHz
- 3 24,890 kHz～24,990 kHz
- 4 24,990 kHz～25,010 kHz

A-18 次の記述は、局の許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、これに規定されていないものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 2 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 3 受信局は、特定の無線通信業務については、その属する国の政府が発給する許可書が要求される。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

A-19 次の記述は、無線局からの混信について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、 A、識別表示のない信号の伝送を禁止する。（第19条(局の識別)に定める例外を除く。）
- ② 送信局は、業務を満足に行うため Bで輻射する。
- ③  Cのために送信局の位置及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。
- ④  Cのために不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

A	B	C
1 虚偽の又は紛らわしい信号の伝送	必要な最小限の電力	混信を避ける
2 虚偽の又は紛らわしい信号の伝送	十分な電力	効果的な通信を行う
3 暗語又は略語による伝送	必要な最小限の電力	効果的な通信を行う
4 暗語又は略語による伝送	十分な電力	混信を避ける

A-20 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局の最大電力は、 Aが定める。
- ② 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の B一般規定は、アマチュア局に適用する。
- ③ アマチュア局は、その伝送中 C自局の呼出符号を伝送しなければならない。

A	B	C
1 関係主管庁	技術特性に関する	30分ごとに
2 関係主管庁	すべての	短い間隔で
3 国際電気通信連合	すべての	30分ごとに
4 国際電気通信連合	技術特性に関する	短い間隔で

B-1 次の記述は、無線局の免許状について述べたものである。電波法（第14条及び第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付する。
- イ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。
- ウ 免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
- エ 免許人は、無線局の免許がその効力を失ったときは、直ちに免許状を廃棄しなければならない。
- オ 免許人は、免許状を破損し、汚し又は失ったときは、10日以内に免許状の再交付の申請をしなければならない。

B-2 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならないが、次の記述は、これによらないことができる場合について述べたものである。電波法施行規則（第25条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者以外の者が立ち入らないよう警告書を掲示している場合
- イ 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入りしない場所にある場合
- ウ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体が容易に触れない位置にある場合
- エ 2.5メートルに満たない高さの部分が、容易に識別できるよう赤色灯で照明されている場合
- オ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合

B-3 次に掲げる通信のうち、電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、アマチュア局がその免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて行うことができるものを1、行うことができないものを2として解答せよ。

- ア 電気通信業務の通信
- イ 電波の規正に関する通信
- ウ 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- エ 非常の場合の無線通信の訓練のために行う通信
- オ 漁業通信

B-4 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、免許人が次の(1)から(6)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き  ア  以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は  イ  の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5)  ウ  の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- (6) 免許人が  エ  に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から  オ  を経過しない者に該当するに至ったとき。

- |            |          |              |                |         |
|------------|----------|--------------|----------------|---------|
| 1 電波法又は放送法 | 2 無線局の運用 | 3 無線設備の変更の工事 | 4 6箇月          | 5 電波の発射 |
| 6 工事設計の変更  | 7 1年     | 8 2年         | 9 電波法又は電気通信事業法 | 10 3年   |

B-5 次の記述は、有害な混信の定義について述べたものである。国際電気通信連合憲章（国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義第1003号）の規定に照らし、内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の  ア  の運用を  イ  し、又は  ウ  に従って行う  エ  の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを  オ  し若しくは  イ  する混信をいう。

- |             |          |          |        |       |
|-------------|----------|----------|--------|-------|
| 1 その属する国の法令 | 2 無線通信規則 | 3 一時的に中断 | 4 特別業務 | 5 妨害  |
| 6 反復的に中断    | 7 無線通信業務 | 8 電気通信業務 | 9 安全業務 | 10 制限 |